

1. 子ども・若者に関する相談機関一覧

○相談内容

教育	学業	
	いじめ、校内暴力、人権問題等の問題	学習、進路、不登校等の問題
健康	不登校	不登校、怠学等の問題
	心身	身体的発達、精神衛生、心身障害等の問題
家庭	性	異性関係、性に関する問題
	家	生活習慣、しつけ、育児、親子関係、子どもへの虐待に関する問題、交友
問題行動	非行等	非行、家庭内暴力、家出等の不良行為に関する問題
	不良交友	問題行動や、犯罪を強要したり、誘うこと等を伴う交友関係
就労	不純異性交遊	売春、恋愛感情を伴わない性的行動等に関する問題
	就職相談	カウンセリング 技能習得、就職セミナーなど、就職までの支援
職業紹介	職業紹介	職場紹介など就職するための支援

(1) 国または県が設置している相談窓口

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間	教育		健康		問題行動		就労	その他	対象区域
			来電	訪問		学習	し登	業め	性	非	良			
1 滋賀県子ども・子育て応援センター 〒520-8577 大津市京町4-1-1 県庁東館3階		こころだいやる 0570-078310 (子ども専用) 077-524-2030 (とびただでも) 面接相談 077-528-3563	○	○	年末年始を除く毎日 電話9:00~21:00 来所9:00~18:00	○	○	○	○	○	○	○	子どもに関するこ とならなんでも相 談できる総合窓口	県内全域
2 滋賀県中央子ども家庭相談センター 〒525-0072 草津市笠山七丁目4番45号		077-562-1121 077-562-8996 (虐待通告等24時間対 心専用)	○	○	月~金 8:30~17:15 虐待通告等の電話は24 時間対応	○	○	○	○	○	○	○	子どもと女性に関 する相談	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲 賀市、湖南市、高島市
3 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 〒522-0043 彦根市小栗町932-1		0749-24-3741	○	○	月~金 8:30~17:15	○	○	○	○	○	○	○	子どもと女性に関 する相談	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原 市、蒲生郡、愛知郡、大上郡
4 滋賀県心の教育相談センター 〒520-0047 大津市浜大津4丁目3-30		電話相談用 077-524-8125 事務連絡用 077-524-4300	○	○	月~金 来所9:00~17:00 電話受付8:30~ 17:15								保護者、児童生 徒、学校関係者な どが対象の不登校 専門相談	県内全域 (原則として市町立学校については電話による 相談、県立・国立・私立の学校については来所 による相談)

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間	教育		健康		家問題行動		その他	対象区域	
			来電訪問	面談		学習	不登校	心身	性	非行	不登校			就業
5 滋賀県立精神保健福祉センター	〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号	077-567-5010 (専用電話なし)	○	○	祝日および年末・年始を除く 月～金 9:00～16:00 (面接は予約制)	○	○					アディクション、関連(アルコール、薬物・キャンパル等)、脱着期間連、うつ・自殺関連、こころのケア関連(PTSD等)の精神保健に関する相談	県内全域	
6 ひきこもり支援センター	〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号 滋賀県立精神保健福祉センター内	077-567-5058	○	○	祝日および年末・年始を除く 月～金 9:00～16:00 (面接は予約制)	○	○					ひきこもりに関する相談 相談対象年齢は15歳以上	県内全域	
7 滋賀県総合教育センター	〒520-2321 野洲市北桜	077-588-2311 (代表)	○	○	月～金 9:30～16:30							幼児児童生徒、保護者、教職員などが対象の発達障害等の相談	県内全域	
8 大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	〒520-8501 大津市打出浜1-10 滋賀県警本部北棟1階	077-521-5735 (専用電話なし)	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○		大津、草津、守山、甲賀、大津北、高島警察署管内	
	〒521-0012 米原市米原1丁目7番地1 米原警察署1階	0749-52-0114 (専用電話なし)	○	○									近江八幡、東近江、彦根、米原、長浜、木之本警察署管内	
9 人権相談所	大津地方法務局人権擁護課 大津市京町3丁目1番1号 (大津ひび湖合同庁舎)	0570-003-110 全国共通 人権相談ダイヤル												
	大津地方法務局 甲賀支局総務係 甲賀市水口町水口5655													
	大津地方法務局 彦根支局総務係 彦根市西今町58-3													
	大津地方法務局 長浜支局総務係 長浜市八幡栗町253-4													
10 大津少年鑑別所	〒520-0867 大津市大平1-1-2	077-537-1011	○	○	月～金 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	人権問題全般	県内全域	

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間	教育		健康		問題行動		就労	その他	対象区域
			来電	面談		学習	心身	非行	不登校	不登校	就業			
11 東近江健康福祉事務所 (子ども家庭相談室)	〒527-0023 東近江市八日市線町8-22	0748-22-1300	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	子どもや家庭に関すること	蒲生郡
12 湖東健康福祉事務所 (子ども家庭相談室)	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0283	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	子どもや家庭に関すること	愛知郡、大上郡
13 大津新卒応援ハローワーク	〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 ヤングジョブセンター-滋賀内	077-521-0600	○	○	月～金 8:30～17:00							○	士・日・祝は閉庁 対象者は新緑大学等 卒業予定者および概 ね35歳未満の者	県内全域
14 ヤングジョブセンター-滋賀	〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階	077-521-0600	○	○	月～金 8:30～19:00							○	士・日・祝は閉庁 対象者は新緑大学等 卒業予定者および概 ね35歳未満の者	県内全域
15 ヤングジョブセンター-滋賀 彦根相談コーナー	〒522-0071 彦根市元町4-1 湖東合同庁舎1階	0749-24-1304	○	○	月～金 9:00～17:00							○	士・日・祝は閉庁 対象者は新緑大学等 卒業予定者および概 ね35歳未満の者	県内全域
16 滋賀県地域若者サポートステーション	〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階 ヤングジョブセンター-滋賀内	077-521-0695	○	○	月～金 9:00～17:00							○	二～ト、引きこも り等若年無業者	県内全域
	〒522-0071 彦根市元町4-1 湖東合同庁舎1階 ヤングジョブセンター-滋賀 彦根相談コーナー内	0749-24-1304	○	○	月・水・金 9:30～16:30							○		

(2) 少年補導センターの相談窓口

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間	教育		健康		問題行動		就労	その他	対象区域
			来電	面談		学習	心身	非行	不登校	不登校	就業			
17 大津少年センター あすくる大津	〒520-0814 大津市本町6-50 大津市生涯学習センター4階	077-522-3721	○	○	火～日 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	○	少年の悩み相談支援 無職少年就労就学支援 少年の立ち直り支援	大津市北部を除く全域 県内全域
18 大津市堅田少年センター	〒520-0243 大津市堅田二丁目1-11 大津市北部地域文化センター2階	077-573-9000	○	○	火～土 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	○	無職少年就労相談支援 少年の悩み相談支援	大津市北部（仰木・堅田学区以北）

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間		教育		健康		家問題行動		就労 就職 職業 相談 紹介	その他	対象区域
			来電	訪問	学い し 業め	不 登 校	心 身	性 友	非 行	不 純 交 友	就 職 相 談				
19 彦根市少年センター あすくる彦根	〒522-0001 彦根市尾末町1-38 彦根市民会館内	0749-26-6880	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	彦根市 相談センターアドレス:soukan@mxhikoned.jp 県内全域	
20 長浜市長浜青少年センター あすくる長浜	〒526-0031 長浜市八幡東町632 長浜市役所東別館2階	0749-65-2010	○	○	月～金 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	○	○	長浜市（旧長浜市、旧東浅井郡） 県内全域	
21 長浜市木之本青少年センター	〒529-0141 長浜市木之本町木之本1757-2 長浜市役所木之本支所3階	0749-82-4798	○	○	月～金 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	○	○	長浜市（旧伊香郡内）	
22 近江八幡・竜王少年センター あすくるHAR	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町52	0748-37-2637 0748-37-8651	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	近江八幡市、竜王町 県内全域	
23 草津市立少年センター あすくる草津	〒525-0032 草津市大馬路2丁目11-51 草津合同ビル内	077-562-6561	○	○	月～金 9:30～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	草津市内に在住・在学の6歳以上20歳までだ が、相談がほしい場合は、 県内全域	
24 守山野洲少年センター あすくる守山野洲	〒524-0021 守山市吉身3丁目11-43 守山市商工会館3階	077-588-7474	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	守山市、野洲市 県内全域	
25 栗東市少年センター	〒520-3015 栗東市安養寺三丁目1-1 栗東市学習支援センター内	077-551-0141	○	○	月～金 9:30～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	栗東市	
26 甲賀市少年センター	〒528-0023 甲賀市水口町本町1-10 水口中央公民館別館2階	0748-62-6010	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	甲賀市	
27 湖南市少年センター あすくる湖南	〒520-3195 湖南市石部中央一丁目1-1 湖南市西庁舎別棟2階	0748-77-7053	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	湖南市 県内全域	
28 高島市少年センター あすくる高島	〒520-1292 高島市安曇川町中455	0740-32-3824	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	高島市内 県内全域	
29 東近江少年センター あすくる東近江	〒529-1421 東近江市五箇荘菟田町2-3 東近江市五箇荘支所3階	0748-48-6835	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	東近江市 県内全域	
30 東近江少年センター愛知川分室	〒529-1331 愛知郡愛荘町愛知川172 愛荘町役場 愛知川庁舎内	0749-42-2834	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	愛荘町	
31 米原市少年センター	〒521-0031 米原市一色444 人權総合センター内	0749-54-5001	○	○	月～金 9:00～16:30 土 9:00～11:30	○	○	○	○	○	○	○	○	米原市	
32 日野町少年センター	〒529-1602 蒲生郡日野町河原1丁目1番地 日野町勤労福祉会館内	0748-53-1325	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	日野町	

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間		教育		健康		家		問題行動		就労		その他	対象区域		
			来電	訪問	その他	平日	夜間	学外	心身	性	非行	交友	不登校	不登校	不登校	不登校			不登校	不登校
33 犬上少年センター	〒522-0262 犬上郡甲良町横関927 甲良町立歴史資料館内	0749-38-4664	○	○	○	月～金 9:00～16:30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊郷町、多賀町、甲良町

(3) 市町が設置している相談窓口

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法		受付時間		教育		健康		家		問題行動		就労		その他	対象区域		
			来電	訪問	その他	平日	夜間	学外	心身	性	非行	交友	不登校	不登校	不登校	不登校			不登校	不登校
34 大津市子ども家庭相談室	〒520-0037 大津市御陵町3番1号	077-528-2688	○	○	○	月～金 8:40～17:25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大津市
35 彦根市家庭児童相談室	〒522-0041 彦根市平田町670	0749-23-7838	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	彦根市内
36 長浜市家庭児童相談室	〒526-0031 長浜市八幡栗町632	0749-65-6544	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長浜市
37 近江八幡市福祉総合相談課 子ども家庭相談室	〒523-8551 近江八幡市工田町1313	0748-31-4001	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	近江八幡市
38 草津市家庭児童相談室	〒525-8588 草津市草津3-13-30	077-561-2460	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	草津市
39 守山市家庭児童相談室	〒524-8585 守山市吉身2-5-22	077-582-1159	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	守山市
40 栗東市家庭児童相談室	〒520-3088 栗東市安養寺1丁目13-33	077-551-0300	○	○	○	月～金(祝祭日除く) 10:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栗東市
41 甲賀市家庭児童相談室	〒528-0005 甲賀市水口町水口5609番地	0748-65-0660	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	甲賀市内
42 野洲市家庭児童相談室	〒520-2395 野洲市小磯原2100-1	077-587-6140	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	野洲市内
43 湖南市家庭児童相談室	〒520-3195 湖南市石部中央一丁目1番3号	0748-77-7006	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	湖南市内
44 高島市子ども家庭相談課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地	0740-25-8517	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高島市内
45 東近江市子ども支援セン ター	〒527-0023 東近江市八日市緑町11番17号	0748-24-5663 0748-24-1111 (電話相談専用)	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東近江市
46 米原市子ども家庭相談室	〒521-0292 米原市長岡1206番地	0749-55-8123	○	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	米原市内

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法			受付時間	教育			健康			問題行動			その他	対象区域	
			来電	電話	訪問		学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校			不登校
47	彦根市立教育研究所 彦根市尾末町1-38	〒522-0001 彦根市尾末町1-38 0749-24-0415 (電話相談専用) 0749-23-7867 (電話相談専用)	電話	電話	訪問	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	彦根市
			電話	電話	訪問	月、水 14:00～17:00												
48	教育研究所 近江八幡市教育相談室 近江八幡市鷹飼町52番地	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町52番地 0748-37-8877	電話	電話	訪問	月～金 9:00～16:30	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	近江八幡市(場合により近隣市町)
			電話	電話	訪問													
49	教育研究所 草津市立教育研究所 草津市やまびこ教育相談室 草津市草津3-13-25	〒525-0034 草津市草津3-13-25 077-563-1270	電話	電話	訪問	月～金 9:30～17:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	草津市
			電話	電話	訪問													
50	教育研究所 守山市教育研究所 守山市勝部3丁目9-1	〒524-0041 守山市勝部3丁目9-1 077-583-4217 077-583-4237 (電話相談専用)	電話	電話	訪問	月～金 9:00～17:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	守山市内(場合により近隣市町も)
			電話	電話	訪問													
51	甲賀市教育委員会学校教育課 甲賀市甲南町野田810	〒520-3393 甲賀市甲南町野田810 0748-86-8100	電話	電話	訪問	9:00～17:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	甲賀市
			電話	電話	訪問													
52	大津市教育相談センター 大津市浜大津2丁目1番35号 OSD浜大津ビル5、6F	〒520-0047 大津市浜大津2丁目1番35号 077-525-7912 077-522-4646	電話	電話	訪問	月～土 9:00～17:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	大津市
			電話	電話	訪問													
53	長浜市教育センター 教育相談室 長浜市高月町渡岸寺160	〒526-0292 長浜市高月町渡岸寺160 0749-74-3702	電話	電話	訪問	月～金 8:30～17:15	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	長浜市
			電話	電話	訪問													
54	長浜市教育センター 教育相談室 高月分室 長浜市高月町渡岸寺160	〒529-0233 長浜市高月町渡岸寺160 0749-85-6407	電話	電話	訪問	月～金 8:30～17:15	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	長浜市
			電話	電話	訪問													
55	栗東市児童生徒支援室 教育相談室 栗東市安養寺三丁目1-1	〒520-3015 栗東市安養寺三丁目1-1 077-554-6104	電話	電話	訪問	月～金 9:00～16:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	栗東市内の小中学校の児童生徒、保護者
			電話	電話	訪問													
56	甲賀市通心指導教室 ハッピーホーム(水口) 甲賀市水口町八坂1-4	相談申込 0748-86-8100 甲賀市教育委員会学校 教育課とも教育支援 係	電話	電話	訪問		学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	甲賀市内在住の小中学生とその保護者
			電話	電話	訪問													
57	甲賀市通心指導教室 やまびこルーム(信楽) 甲賀市信楽町江田958-2	〒529-1811 甲賀市信楽町江田958-2	電話	電話	訪問	月～金 9:30～16:30	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	甲賀市内在住の小中学生とその保護者
			電話	電話	訪問													
58	甲賀市通心指導教室 かしのルーム(甲賀) 甲賀市甲賀町大久保507-2	〒520-3431 甲賀市甲賀町大久保507-2	電話	電話	訪問		学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	甲賀市内在住の小中学生とその保護者
			電話	電話	訪問													
59	野洲市ふれあい教育相談センター 野洲市小瀬原1965-4	〒520-2331 野洲市小瀬原1965-4 077-587-6925	電話	電話	訪問	月～金 8:30～17:15	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	野洲市在住の幼児、児童、生徒とその保護者
			電話	電話	訪問													
60	ふれあい教育相談室 湖南市吉永302番地 勸労青少年ホーム△内	〒520-3222 湖南市吉永302番地 0748-72-4810	電話	電話	訪問	月～金 9:00～16:00	学習	いじめ	不登校	心身	性	非行	不良	交友	不登校	不登校	不登校	湖南市在住の小中学生、保護者
			電話	電話	訪問													

相談機関の名称 所在地	所在地	電話番号	相談方法			受付時間	教育			健康			家			その他	対象区域
			来電	電話	面談		学習	不登校	心身	不登校	不登校	不登校	不登校	不登校	不登校		
61 教育相談・課題対応室	T 520-1292 高島市安曇川町中455	0740-32-4406	○	○	○	月～金 8:30～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高島市内	
62 高島市子ども・若者総合相談窓口	T 520-1292 高島市安曇川町中455	0740-32-3824	○	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	若者の自立へ向けた生活就労相談(主にひきこもり・ニート等)	高島市内
63 米原市若者自立ルーム「あおぞら」	T 521-0031 米原市一色444番地	0749-54-5000	○	○	○	月～金 9:00～17:00 ※事前申込により上記時間以外も可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原則として米原市内 ※継続相談の場合、支援の一環として職業紹介も可。	高島市内
64 米原市こころの教育相談	T 521-0292 米原市長岡1206番地	0749-55-8112	○	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	米原市	
65 安土心の教育相談室	T 521-1311 近江八幡市安土町下島浦 4660(安土公民館2F)	0748-37-1577	○	○	○	事前申込	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旧安土町	
66 日野町子育て・教育相談センター	T 529-1609 蒲生郡日野町中道2丁目12	0748-53-3838	○	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日野町	
67 竜王町ふれあい教育相談発達支援センター	T 520-2592 蒲生郡竜王町小口276-1	0748-58-3741	○	○	○	月～金 9:00～16:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	竜王町	
68 愛荘町適応指導教室「フレンズ」	T 529-1234 愛知郡愛荘町安孫子825 愛荘町教育委員会	0749-37-8057	○	○	○	月・水 9:30～15:00 (月のみ午前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛荘町内	
69 甲良町子育て支援センター	T 522-0271 大上郡甲良町下之郷1509	0749-38-8003	○	○	○	月～金 9:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	甲良町	
70 多賀町子ども・家庭応援センター	T 522-0341 犬上郡多賀町多賀221-1 ふれあいの郷内	0749-48-8137	○	○	○	月～金 8:30～17:15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多賀町内の0歳から18歳までの子ども及びその保護者、教職員、その他子どもの育成に関わる者	多賀町

取りまとめ：滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

2. 子ども・若者育成支援業務に携わる指導者等一覧

名称	委嘱者等	職務内容	活動状況	設置根拠法令等	所管課等	人員 (年月日現在)
少年補導委員	少年補導センター運営協議会会長 長 長	地域における少年非行防止および健全育成活動を推進するため、街頭補導、少年相談、環境浄化活動等を行う。	少年補導センター単位	各少年補導センター設置条例	子ども青少年局	1,263 (24.1.1)
青少年育成推進員	市町	青少年の健全育成活動、家庭教育活動。	各市町単位	各市町条例・規則設置	子ども青少年局	
立入調査員 (青少年健全育成)	知事	青少年の健全育成に関する条例に基づき、営業者等の義務の履行を確保するための立入調査をする。		滋賀県青少年健全育成に関する条例	子ども青少年局	376 (24.1.1)
立入調査員 (シンナー)	知事	シンナーまたはゴムのり販売等に対する、小売業者等の業務の履行を確保するための立入調査活動を行う。		滋賀県シンナー等乱用防止のための販売等指針	医務薬務課	149 (23.4.1)
少年指導委員	公安委員会	風俗営業および風俗関連営業等に関する、少年を指導し、健全な育成に資するための活動を行う。	盛り場等を中心に少年を指導するとともに、風俗営業等の営業者に対して少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の自粛等の協力要請を行う。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条	県警少年課	50 (23.5.1)
少年補導員	各警察署長等	地域ぐるみの非行防止活動の推進役として、指導および相談を行う。	日常生活を通じて、地域住民に対して、「愛のひとこえ」運動および環境浄化活動、あわせて、少年相談の受理等を行う。	—	県警少年課	1,070 (23.5.1)
保護観察官	法務大臣等	医学・心理学・教育学・社会学その他の更生保護に関する専門知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪者及び非行少年の更生保護及び犯罪の予防に関する業務を行う。	地域の保護司と協働して保護観察に付された者に対する保護観察の実施、矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、民間協力組織の育成及び犯罪予防活動等を行う。	更生保護法第31条	大津保護所	9 (24.1.1)
保護司	法務大臣	犯罪者や非行少年の改善更生を助けることにも、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。	保護観察に付された者に対する指導監督と補導援助を行い、その更生を助けるほか、矯正施設に収容されている者の生活環境の調整、地域の犯罪予防活動を行う。	保護司法第2条	大津保護所	492 (24.1.1)

名称	委嘱者等	職務内容	活 動 状 況	設置根拠法令等	所管課等	人員 (年月日現在)
社会教育指導員	市教育委員会	青少年教育、人権（同和）教育、家庭教育等の社会教育における特定分野についての指導助言、学習相談または社会教育関係団体の育成等にあたる。	各市町におかれており、人権（同和）教育をはじめ、当該教育委員会から委嘱された社会教育の特定分野について指導助言を行う。	市町条例設置	生涯学習課	89 (22.4.1)
スポーツ推進委員	市教育委員会	スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。	地域におけるスポーツの推進計画、年間行事計画への参与、大会の運営、審判、スポーツ教室での実技指導等を行う。	スポーツ基本法第32条	スポーツ健康課	567 (23.5.1)
児童委員	厚生労働大臣	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める。	保護を必要とする児童や虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、子ども家庭相談センターなどの関係機関に通告するとともに、連携しながらその保護・支援にあたる。	民生委員児童福祉法第3条第16条	健康福祉少年課	3,138 (うち大津市613) (24.1.1)
児童福祉司	知事	子ども家庭相談センター所長の命を受け、子ども福祉に関する相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等子ども福祉増進に努める。	県下2か所の子ども家庭相談センターに配置され、担当地域などを持ち所内面接、家庭訪問等により相談に応じる。	児童福祉法第13条	子ども少年局	31 (24.1.1)
母子自立支援員	知市	母子家庭等の各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及びひきこもりの福祉の増進に努める。	健康福祉事務所および市福祉事務所等に設置して、母子家庭等の各種の相談に応じるとともに指導にあたる。	母子及び寡婦福祉法第8条	子ども少年局	20 (24.1.1)
ひとり親家庭福祉推進員	知大津市	市町ごとに配置し、福祉事務所、母子自立支援員、民生委員等と連携を保ちながら母子家庭等の福祉の増進に努める。	母子自立支援員の協力機関として、母子家庭や父子家庭、寡婦の実態を把握し、相談指導に当たるとともに、各種制度の活用支援を行う。	滋賀県ひとり親家庭福祉推進員設置要綱	子ども少年局	303 (うち大津市73) (24.1.1)

名称	委嘱者等	職務内容	活動状況	設置根拠法令等	所管課等	人員 (年月日現在)
女性相談員	知事	夫婦・家族間の問題、人間関係、配偶者からの暴力、生活関連問題、その他様々な問題について相談に応じ、必要な助言・指導をするほか、関係機関と連携を図りながら、指導や保護の必要な女性の発見に努める。	県下2か所の子ども家庭相談センターに常駐し、常に地方検察庁、警察、職業安定所、保健所等関係機関と密接な連絡をとり女性の相談指導にあたる。	売春防止法第35条	子ども青少年局	4 (24.1.1)
家庭相談員	知事	子どもと家庭の福祉に関する相談、助言、指導を行う。	健康福祉事務所内にある子ども家庭相談室に配置し、一般家庭の相談に心しめる。(市では市福祉事務所内にある家庭児童相談室配置)	滋賀県子ども家庭相談員綱要設置	子ども青少年局	2(市37) (24.1.1)
身体障害者相談員	知事	身体に障害のある者の自立と社会参加に関する相談に応じ必要な指導を行うとともに、身体障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力および身体に障害のある者の自立と社会参加についての県民の理解を促進するための業務を行う。	相談業務については、健康福祉事務所、障害者更生相談所、市福祉事務所、町、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保ちながら遂行する。	身体障害者福祉法第12条の3	障害自立支援課	125 (大津市除く) (23.4.1)
知的障害者相談員	知事	知的障害者の更生保護に関し、本人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力および知的障害者の自立と社会参加についての県民の理解を促進するための業務を行う。	相談業務については、健康福祉事務所、障害者更生相談所、子ども家庭相談センター、市福祉事務所、児童委員(民生委員)等の関係機関と緊密な連携を保ちながら遂行する。	知的障害者福祉法第15条の2	障害自立支援課	54 (大津市除く) (23.4.1)
生徒・主任	知事	学校における生徒指導の計画の策定、個別指導の実施等に当たる。また、校内における生徒指導関係事務の処理に当たる。	県内各公立小中学校、県立高等学校および県立特別支援学校において、学級担任等が行う生徒指導についての助言、保護者や関係機関との連絡調整等を行う。	学校教育法第70条	学校教育課	399 (23.4.1)
進路主任	知事	生徒の職業選択の指導、その他の進路の指導に当たる。	県内各公立小中学校、県立高等学校および県立特別支援学校において、学校における進路指導の組織の中核として、全校教職員間の連絡調整等に当たる。	学校教育法第71条	学校教育課	399 (23.4.1)

名称	委嘱者等	職務	内容	活動	動 状	設置根拠法令等	所管課等	人員 (年月日現在)
社会教育主事	県教育委員会、 市町教育委員会	職	社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を行う。 学校が社会教育関係団体、地域住民などの協力を得て教育活動を行う場合、助言を行う。	県および各市町におかれており、社会教育法に基づく教育活動を行う。	県および各市町におかれており、社会教育法に基づく指導、助言や研究調査を行う。	社会教育法 第9条の2	生涯学習課	13 (23.8.1)
社会教育委員	県教育委員会、 市町教育委員会	職	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、特に、市町の社会教育委員にあつては、当該市町の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会関係団体、社会教育指導者、その他の関係者に対して助言と指導を与える。			社会教育法 第15条	生涯学習課	276 (23.7.31)

3. 市町青少年行政主管課一覽

(平成24年1月1日現在)

市町名	主管部課	郵便番号	住所	電話(内線)
1 大津市	市民部 文化・青少年課	520-8575	大津市御陵町3-1	077-528-2706
2 彦根市	福祉保健部 子ども青少年課	522-0041	彦根市平田町670	0749-26-0994
3 長浜市	企画部 生涯学習・文化スポーツ課	526-8501	長浜市高田町12-34	0749-65-6552
4 近江八幡市	教育委員会 生涯学習課	523-8501	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5533
5 草津市	教育委員会 生涯学習課	525-8588	草津市草津三丁目13-30	077-561-2428
6 守山市	教育委員会 生涯学習課	524-8585	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1142
7 栗東市	教育委員会 生涯学習課	520-3015	栗東市安養寺三丁目1-1	077-551-0496
8 甲賀市	教育委員会 社会教育課	520-3393	甲賀市甲南町野田810	0748-86-8022
9 野洲市	教育委員会 青少年育成課	520-2395	野洲市小篠原2100-1	077-587-6071
10 湖南市	教育委員会 生涯学習課	520-3195	湖南市石部中央一丁目1-1	0748-77-6250
11 高島市	教育委員会 社会教育課	520-1292	高島市安曇川町中4-55	0740-32-4458
12 東近江市	教育委員会 生涯学習課	527-8527	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5672

	市町名	主管部課	郵便番号	住所	電話（内線）
13	米原市	教育委員会 こともと元気局	521-0292	米原市長岡1206	0749-55-8104
14	日野町	教育委員会 生涯学習課	529-1698	日野町河原一丁目1	0748-52-6566
15	竜王町	教育委員会 生涯学習課	520-2592	竜王町小口3	0748-58-3711
16	愛荘町	教育委員会 生涯学習課	529-1234	愛荘町安孫子825	0749-37-8055
17	豊郷町	教育委員会 社会教育課	529-1161	豊郷町四十九院1252	0749-35-8010
18	甲良町	教育委員会 社会教育課	522-0244	甲良町在士353-1	0749-38-3315
19	多賀町	教育委員会 生涯学習課	522-0341	多賀町多賀240-3	0749-48-8123

4. 市町民会議設置状況一覧

(平成24年1月1日現在)

区分	代表者(会長)	郵便番号	所在地	電話番号	設置年月日	管轄課
大津市	田中 豊 治	520-8575	大津市御陵町3-1	077-528-2706	S44.3.26	大津市市民部文化・青少年課
彦根市	北川 公 徹	522-0041	彦根市平田町670	0749-26-0994	S44.3.29	彦根市福祉保健部子ども青少年課
長浜市	福永 利 平	526-8501	長浜市高田町12-34	0749-65-6552	S44.3.9	長浜市企画部生涯学習・スポーツ課
近江八幡市	高木 隆 雄	523-8501	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5533	S44.2.1	近江八幡市教育委員会生涯学習課
草津市	津田 正 慎	525-8588	草津市草津三丁目13-30	077-561-2428	S44.3.10	草津市教育委員会生涯学習課
守山市	谷口 喜 久	524-8585	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1142	S44.3.28	守山市教育委員会生涯学習課
栗東市	佐々木 元 秀	520-3015	栗東市安養寺三丁目1-1	077-551-0496	S44.1.19	栗東市教育委員会生涯学習課
甲賀市	林 善 彦	520-3393	甲賀市甲南町野田810	0748-86-8022	H16.10.1	甲賀市教育委員会社会教育課
野洲市	今 堀 正	520-2395	野洲市小篠原2100-1	077-587-6071	H16.10.1	野洲市教育委員会青少年育成課
湖南市	友野 幸 雄	520-3195	湖南市石部中央一丁目1-1	0748-77-6250	H16.10.1	湖南市教育委員会生涯学習課
高島市	海老澤 文 代	520-1292	高島市安曇川町田中455	0740-32-4458	H17.3.10	高島市教育委員会社会教育課
東近江市	山田 平 一 郎	527-8527	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5672	H17.2.11	東近江市教育委員会生涯学習課
米原市	林 勉	521-0292	米原市長岡1206	0749-55-8104	H17.4.6	米原市教育委員会子ども元氣局
日野町	安田 充 男	529-1698	日野町河原一丁目1	0748-52-6566	S43.12.8	日野町教育委員会生涯学習課
竜王町	磯部 俊 男	520-2592	竜王町小口276-1	0748-58-1005	S44.3.19	竜王町教育委員会生涯学習課
愛荘町	上 林 貞	529-1234	愛荘町安孫子825	0749-37-8055	H18.2.13	愛荘町教育委員会生涯学習課

区分	代表者（会長）	郵便番号	所在地	電話番号	設置年月日	管轄課
豊郷	嶋村 成 男	529-1161	豊郷町四十九院1252	0749-35-8010	S44.2.11	豊郷町教育委員会社会教育課
甲良	北川 勝	522-0244	甲良町在士353-1	0749-38-3315	S44.3.26	甲良町教育委員会社会教育課
多賀	小菅 辰 一	522-0352	多賀町久徳160-1	0749-48-1800	S44.3.27	多賀町教育委員会生涯学習課

5. 少年補導センター一覧

青少年の非行防止対策を推進していくための地域における活動拠点として、県内17か所に設置され、関係機関および地域ボランティア等と協力して街頭補導や少年相談業務等に従事しています。

(平成23年1月1日現在)

名称	所在地	電話番号	担当地域
大津少年センター	T520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター4階	077-524-2865	大津市北部を除く全域
大津市堅田少年センター	T520-0243 大津市堅田2丁目1-11 大津市北部地域文化センター2階	077-573-9548	大津市北部 (仰木・堅田学区以北)
彦根市少年センター	T522-0001 彦根市尾末町1-38 彦根市民会館内	0749-24-9140	彦根市
長浜市長浜青少年センター	T526-0031 長浜市八幡東町632 長浜市役所東別館2階	0749-65-2010	長浜市 (旧長浜市、旧東浅井郡)
長浜市木之本青少年センター	T529-0141 長浜市木之本町木之本1757-2 長浜市役所木之本支所3階	0749-82-4798	長浜市 (旧伊香郡)
近江八幡・竜王少年センター	T523-0891 近江八幡市鷹飼町52	0748-37-2637	近江八幡市 竜王町
草津市立少年センター	T525-0032 草津市大路二丁目11-51 草津合同ビル内	077-562-6561	草津市
守山野洲少年センター	T524-0021 守山市吉身3丁目11-43 守山市商工会館3階	077-583-7474	守山市 野洲市

名称	所在地	電話番号	担当地域
栗東市少年センター	T520-3015 栗東市安養寺三丁目1-1 栗東市学習支援センター内	077-551-0141	栗東市
甲賀市少年センター	T528-0023 甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館2階	0748-62-6010	甲賀市
湖南市少年センター	T520-3195 湖南市石部中央1丁目1-1 湖南市西庁舎別棟2階	0748-77-7053	湖南市
高島市少年センター	T520-1217 高島市安曇川町田中455	0740-32-3824	高島市
東近江少年センター	T529-1421 東近江市五個荘菟田町2-3 東近江市五個荘支所3階	0748-48-6835	東近江市
東近江少年センター 愛知川分室	T529-1331 愛知郡愛荘町愛知川72 愛荘町役場 愛知川庁舎内	0749-42-2834	愛荘町
米原市少年センター	T521-0031 米原市一色444 人權総合センター内	0749-54-5001	米原市
日野町少年センター	T529-1602 蒲生郡日野町河原1丁目1番地 日野町勤労福祉会館内	0748-53-1325	日野町
犬上少年センター	T522-0262 犬上郡甲良町横関927 甲良町立歴史資料館内	0749-38-4665	豊郷町 多賀町 甲良町

6. 県内の主な青少年関係団体

団体名	代表者	目的・活動内容等	連絡所在地	電話番号	団体数・会員数 (年月日現在)
滋賀県青少年団体協議会	船川 泰裕	青少年の健全な育成を目指して、県下の青少年団体が互いにその自主性・主体性を尊重しつつ、相互の連絡・協調をいっそう密にして県下の青少年活動の発展に寄与する。	大津市唐橋町23-3 滋賀県青年会館内	077-537-2753	11団体 (23.4.1)
滋賀県子ども会連合会	安部 侃	地域を基盤とした異年齢の子ども達によって構成され、遊びを中心とした自治的な集団活動を通して、地域の青少年を育成する。子ども会グループの活動を支える指導者、集団を側面から援助する育成会の三者で構成される。	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館 子ども・青少年局分室内	077-523-5353	1,771団体 74,828人 (23.3.31)
(社) ガールスカウト日本連盟滋賀県支部	白波瀬和子	“少女と若い女性のための”社会教育運動。キャンプなどの自然体験、国際交流、地域の方との交流や奉仕活動の他、地球規模の課題などにも自分たちでできる身近なことから取り組み、地域の特色を生かした活動を行っている。	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館 子ども・青少年局分室内	077-523-1950	31団体 1,225人 (23.3.31)
日本ボーイスカウト滋賀連盟	峠 信治	野外を活動の場として、子どもたちの自発的参加により、自主性、自律心を養い、公共奉仕など幅広い活動を行う。また、国際的視野にたつ青少年の育成を図るため国際交流を進める。	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館 子ども・青少年局分室内	077-522-3681	28団体 1,629人 (23.3.31)
滋賀県スポーツ少年団	橋本 俊和	定期的なスポーツ活動をはじめ、交流活動、学習活動、社会活動の実践によって、青少年の健やかな“ころ”と“からだ”の育成を図ります。	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館2階 (財) 滋賀県体育協会	077-521-8001	18,239人 (23.9.30)
滋賀県青年団体連合会	福永 晃仁	集落や町を単位として、地域に居住する青年で構成される団体で、青年個々の人格の向上と仲間づくり、住みよい郷土づくり、世界平和等をめざす。	大津市唐橋町23-3 滋賀県青年会館内	077-537-2753	15団体 (23.4.1)
滋賀県BBS連盟	西本 敬太	少年たちの「兄」や「姉」のような身近な存在として、一緒に遊んだり、悩みの相談にのるなど、「同じ目の高さで」接しながら、健やかな成長を側面から援助する青年ボランティア活動。活動内容は、ともたち活動、グループワーク、研さん活動、非行防止活動。	大津市京町1-1 大津保健観察所内	077-524-6683	64人 (23.9.1)

団体名	代表者	目的・活動内容等	連絡所在地	電話番号	団体数・会員数 (年月日現在)
滋賀県ユース ホステル協会	岩永 峯一	国内、海外のユースホステルを利用しての旅行とグループ活動を 通じ、青年の交流の輪を広げることを目指す。	大津市唐橋町23-3 滋賀県青年会館内	077-537-2753	207人 (23.12.31)
滋賀県モラロジー 協議会青年部	野村 正記	道徳の科学的研究と、モラロジーに基づき社会教育活動を行う “ヤングモラリアン”（青年研究会）グループで、人生の目 的・生きがい・幸福などを探究しながら、人づくり、国づくりを 全面的に訴える“ニューモラル推進運動”の普及実践活動を行 う。	栗東市荒張2201	077-559-2246	80人 (23.4.1)
滋賀県青年国際交 流機構	寺西 由佳	国（内閣府）が実施する海外派遣事業に参加した青年の事後活動 団体に、外国青年受入事業を中心に活動している。	東近江市宮川町683-46	0748-55-4505	128人 (23.12)

7. 滋賀県子ども条例

平成18年3月30日

滋賀県条例第3号

私たちの滋賀は、母なる琵琶湖を抱き山々に囲まれ、豊かな風土、歴史、文化に恵まれた地であり、多くの人が住み続けたいと思う暮らしやすく活力のある県である。この滋賀の地において生まれ育つすべての子どもが健やかに成長していくことは、県民すべての願いである。この滋賀の未来に向けて、私たちは、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これまで、私たちは、大人中心に物事を考え、豊かさや便利さを追い求めてきた。その結果、家庭では、過保護、子どもの虐待など養育力や教育力の低下がみられるようになり、地域社会では、人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつある。また、情報技術の進歩やその普及が、無防備に子どもが有害情報に触れる機会をもたらし、目的意識を持たない子どもの増加などがニートの問題などを生み出すなど、子どもに様々な影響を及ぼしている。

私たち県民は、今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つためには、何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければならない。家庭では、家族の深い愛情と理解によって子どもの豊かな人格を形成するとともに、自立性を培い、地域社会では、子どもの社会性を養うとともに、地域全体で子どもの安全を守り、育ち学ぶ施設では、自ら学び、考え、行動する「生きる力」や勤労観を育成することが求められている。また、県は、子どもの虐待の防止など子どもの人権を保障する取組を進めるとともに、地域の人々の子どもへの関心を高める施策や子どもの居場所づくりなどの取組を進めなければならない。

私たち県民は、ともに手をとりあって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりに取り組み、滋賀で生まれたことの良さと滋賀で子どもを生み育てることの良さを実感できる社会である「子どもの世紀」の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり(以下「育ち・育てる環境づくり」という。)について、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、育ち・育てる環境づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって次代の社会を担うすべての子どもを健やかにはぐくむ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設および学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の施設のうち、子どもが入所し、通所し、または通学する施設をいう。

(基本理念)

第3条 育ち・育てる環境づくりは、子どもが愛情深く大切に育てられるとともに、様々な人々とかかわり、多様な体験をし、および学ぶことにより人間性と能力を豊かにはぐくみ、自立した社会の担い手として育つことを旨として推進されなければならない。

2 育ち・育てる環境づくりは、子どもが次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、社会全体で子どもを育てるとともに、子どもの成長を支援することを旨として推進されなければならない。

3 育ち・育てる環境づくりは、子どもにとって最善の利益が考慮されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める育ち・育てる環境づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、育ち・育てる環境づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携を図るものとする。

(保護者の責務)

第5条 父母、里親その他の保護者(以下「保護者」という。)は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、基本理念にのっとり、深い愛情の中で子どもを健やかに育てなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、子どもが地域住民、地域で様々な活動を行う事業者または団体等とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、基本理念にのっとり、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において、育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する育ち・育てる環境づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(育ち学ぶ施設の責務)

第7条 育ち学ぶ施設は、基本理念にのっとり、保護者および地域社会との連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。

(大綱の策定)

第8条 知事は、県、保護者、県民および育ち学ぶ施設が一体となって育ち・育てる環境づくりに取り組むための指針として、育ち・育てる環境づくりに関する大綱(以下「大綱」という。)を策定するものとする。

2 大綱には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 育ち・育てる環境づくりに保護者、県民および育ち学ぶ施設(以下「県民等」という。)が取り組むに当たっての行動の基本となる指針

(2) 育ち・育てる環境づくりに関する施策の総合的な推進を図るための指針

(3) その他育ち・育てる環境づくりの取組に関し必要な事項

3 知事は、大綱を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、大綱を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する県民等の理解を深めるため、広報活動、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第10条 県は、育ち・育てる環境づくりに関する活動への県民等の主体的な参画を促進するとともに、県民等またはその組織する団体が行う育ち・育てる環境づくりに関する活動に対して、情報の提供、交流機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第11条 県は、市町に対して、育ち・育てる環境づくりに関する施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(計画の策定)

第12条 知事は、子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策を計画的に実施するために必要があると認めるときは、当該施策に関する実施計画を策定するものとする。

(相談の処理)

第13条 知事は、子どもの虐待、いじめその他の育ち・育てる環境づくりを推進するに当たっての各般の問題について、子どもをはじめとする県民等から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第14条 県は、県民等による育ち・育てる環境づくりのための活動等を推進するための拠点を整備するものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

8. 滋賀県子ども育成大綱 ～子どもの育ち・育てる環境づくりのために～

I 策定の趣旨

近年、家庭での養育力や教育力の低下、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられ、子どもが安全に安心して育つ場が失われつつあります。今こそ、子どもが将来自立した社会の担い手として育つために、私たちは何をなすべきか、子どもにとって何が幸せかを社会全体で考えていかなければなりません。

すべての子どもが健やかに成長していくことは県民すべての願いであり、子どもが大きく夢をはぐくみ社会の希望として心身ともに健全に育てられる環境づくりに私たち大人が取り組めるよう、滋賀県子ども条例に基づき「滋賀県子ども育成大綱」を定め、保護者（家庭）、県民（地域社会）および育ち学ぶ施設（学校、児童福祉施設）の行動の基本となる指針、ならびに県の施策の総合的な推進を図るための指針とします。

II 基本的な考え方

すべての子どもが人権を尊重され夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり（＝育ち・育てる環境づくり）を進めていくため、保護者、県民、育ち学ぶ施設、および県がそれぞれの立場で責任と役割を果たすとともに、一体となって、総合的な取組を展開します。

1 (1) 保護者：

家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下に、深い愛情の中で子どもを健やかに育てます。

(2) 県民：

子どもが県民とかかわりを持ちながらはぐくまれるという認識の下に、子どもの成長および子育てに関心を持ち、地域社会において育ち・育てる環境づくりに相互に協力して取り組みます。

(3) 育ち学ぶ施設：

保護者および地域社会と連携を図りながら、子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくりに取り組みます。

2 県：育ち・育てる環境づくりに関する施策を総合的に推進します。

III 各主体の取組指針

1－(1) 保護者の行動指針 ～家庭では～

子どもは、家庭のなかで、基本的な生活習慣などを身につけます。保護者の生活や行動様式、考え方は、一つひとつが子どもに大きな影響を及ぼします。保護者には、家族の絆を大切に、いつも子どもが見ているという意識を持ちながら、子どもをしっかりと見守ることが求められます。

(1) 家族の絆を大切にしましょう。

人を思いやる心、豊かな人間関係をつくる力を子どもが身につけていくために、家族が互いに信頼し合い、尊敬し合い、思いやりに包まれた家庭をつくっていかねばなりません。

(2) 子どもを愛情深く育てましょう。

子どもを深い愛情の中で育てることにより、子どもは家庭のなかでの存在感を実

感します。子どもからの話には、しっかりと耳を傾け、良いことはほめ、悪いことはしっかりと叱るという厳しさも必要です。また、心配や悩みなどが無い、日頃から子どもの様子に目を配ることが大切です。

(3) 子どもの立場を考えた叱り方をしましょう。

しつけは必要ですが、感情的になって、子どもの心や身体を傷つけるような行き過ぎた叱り方は、虐待につながるおそれがあります。叱る時には、子どもの立場になって考えることが大切です。

(4) 規則正しい生活リズムを身につけさせましょう。

不規則になりがちな大人の生活が、子どもの成長に影響を及ぼします。大人がしっかりと意識して、睡眠や食事など規則正しい生活のリズムを子どもに身につけさせていくことは、子どもの健やかな成長のために大切です。

(5) ルールを守る大切さを教えましょう。

日常の生活を通して、生活や社会のルールを子どもに身につけさせることが重要です。様々な人と交流する機会を通じて社会のマナーが身につけていくことから、地域の行事や活動などに子どもと一緒に参加することも大切です。

(6) 人権を大切にすることを育てましょう。

いのちの大切さや思いやりなど、人権を尊重する意識、態度を、家族などの身近な人とのかかわりのなかで身につけていきます。家族一人ひとりが人権意識を高めていかなければなりません。

(7) 様々な危険を理解させ、自ら身を守ることを教えましょう。

子どもが巻き込まれる犯罪、災害、交通事故などの様々な危険や有害な環境について、子どもに正しく理解させ、自ら身を守ることを教えるとともに、保護者自身がしっかりと見守ることが大切です。

(8) 子育ての交流の輪を広げましょう。

子育て学習会への参加や、育児経験者との交流を通じて子育てに自信を深め、子育てサークルの活動などでの仲間づくりや仲間同士での助け合いが大切です。

1-(2) 県民の行動指針 ～地域社会では～

子どもは生まれ育った地域社会、地域の人々から、様々な影響を受け成長します。地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりと子どもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが大切です。地域の人々が互いに思いやり、人権を大切にしながら地域の絆を深め、子どもをしっかりと見守っていく必要があります。

(1) 子育てや子どもの育ちにもっと関心を持ちましょう。

子どもは社会の宝です。もっと子どもに関心を持ち、温かい気持ちで子育て家庭を見守りながら、みんなで子育てや子どもの育ちを支援していくことが大切です。

(2) 大人が子どもに手本を示しましょう。

子どもは大人の行動を見ています。大人自らが日頃の行いや態度で社会のマナーなど正しい手本を子どもに示さなければなりません。

(3) 地域の絆を深めましょう。

子どもからお年寄りまで、地域の住民がふれあい、互いに助け合えるコミュニティにしていくことが大切です。

(4) 子どもの安全を見守り、安心して過ごせる地域づくりに協力しましょう。

子どもが地域で安全に、安心して暮らせるよう、子どもをしっかりと見守る地域づくりが大切です。

- (5) 虐待の疑いがあると思ったらすぐ連絡しましょう。

虐待は、子どもの心や身体を傷つけるだけでなく、生命をも奪ってしまうおそれがあることから、虐待の疑いがあると思ったら、速やかに市町の窓口や県の子ども家庭相談センターなどに連絡しましょう。

- (6) 子どもの体験活動の場づくりにみんなで取り組みましょう。

子どもの成長には様々な体験が必要です。子どもが自主的に参加できるよう、地域で様々な体験活動の場づくりに取り組むことが大切です。

- (7) 子育てをしながら安心して働ける職場環境をつくりましょう。

育児休業などの制度が取得しやすく、子育て期間中の勤務時間の短縮の措置が図られるなど、仕事と子育てなどの家庭生活のバランスがとれた職場にしていけることが大切です。

1－(3) 育ち学ぶ施設の行動指針 ～育ちや学びの場では～

子どもは、育ち学ぶ施設で基礎的、基本的な知識、技能などを身につけます。育ち学ぶ施設では、子どもが自ら学び、自ら考え、行動することができるなど「生きる力」をはぐくみ、保護者や地域と一体となって、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めることが求められています。

- (1) 子どもの確かな学力をはぐくみましょう。

基礎、基本の徹底を図り、個性を伸ばし、将来、社会で自立できる子どもを育てていかなければなりません。

- (2) 子どもの豊かな心を育てましょう。

体験的な学習などを通じて、社会生活上のルールや基本的なモラル、正義感、他人への思いやりや感動など、豊かな心をもった子どもを育てることが大切です。

- (3) 子どもの健康な身体を育てましょう。

子どもが、たくましく生きるために食育をはじめ、健康な身体や体力を育成していかなければなりません。

- (4) 子どもの人権意識を育てましょう。

人権を正しく理解し、日常の中で人権を尊重した行動ができる子どもを育てることが大切です。

- (5) 子どもの危険回避能力を育てましょう。

子どもが、社会の様々な危険から自らを守っていくことができる能力を育てていかなければなりません。

- (6) 子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さない姿勢を大切にしましょう。

子どものわずかな変化を察知できるよう、日頃の様子や態度に気を配り、子どもの不安や悩みの解決をはじめ、虐待やいじめなど様々な問題に早期に対応できるよう努めていかなければなりません。

- (7) 地域に信頼される育ち学ぶ施設となるよう取組を進めましょう。

保護者や地域住民、他の施設などと連携し、様々な体験活動の実施や、子どもが安全で安心できる環境づくりに取り組み、信頼される育ち学ぶ施設となるように努めていかなければなりません。

2 県施策の取組方針

「育ち・育てる環境づくり」に関する施策を総合的に進めていくため、県は次のことに取り組んでいきます。

- (1) 子どもの人権を尊重する社会環境を整えていきます。
子どもへの虐待の防止やいじめの防止など、子どもの人権を尊重する社会環境づくりを進めていきます。
- (2) 男女が共に子育てにかかわる社会づくりを進めます。
男女が共に子育てにかかわり、子育ての喜びや悩み、責任をわかちあえるように、男女共同参画社会づくりの取組を進めていきます。
- (3) 子どもにとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。
子どもや子育て中の保護者等、だれもが暮らしやすいまちづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザインの取組を進めていきます。
- (4) 子どもが安心して生活できる安全な地域づくりを進めます。
子どもが安心して遊び、学び、生活していけるよう、また保護者も安心して子育てができるよう、犯罪や事故がなく、安心して健康的な生活ができる地域社会をめざした取組を進めます。
- (5) 地域における子育て支援の取組を進めます。
子育て家庭が孤立することなく、地域で様々な関わりを持ちながら子育てができるよう、地域の力を引きだし、地域における子育て支援機能を高めていきます。
- (6) 子どもの体験や社会参加の場をふやしていきます。
地域の様々な社会資源（人材、団体、施設、自然環境等）を活かして、体験活動、社会活動、居場所づくり、遊び場づくりなど、子どもが地域の様々な人や豊かな自然、多様な文化と関わり合う機会をふやしていきます。
- (7) 子どもの「生きる力」をはぐくむ取組を進めます。
豊かな人間性、確かな学力、健康と体力をはぐくみ、自立した社会の担い手として育つよう、発達段階に応じて教育環境を整え、子どもが本来持っている力を引きだしていきます。
- (8) 仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりを支援していきます。
子育てをしながら働き続けることができるなど、子育ての状況に応じて多様な働き方を実現できる雇用環境づくりを支援していきます。
- (9) 困難な状況にいる子どもや家庭を支援していきます。
すべての子どもが健やかに成長することができるよう、家庭や学校、地域などにおいて困難な状況にいる子どもや家庭への支援の取組を進めます。
- (10) 県民の意見を施策に反映させ、各主体と協働して取り組みます。
育ち・育てる環境づくりに向けて、県民の意見を施策に反映させ、地域の人々、NPO、企業、行政など多様な主体と協働して取組を進めていきます。

9. 滋賀県青少年の健全育成に関する条例

昭和52年12月23日
滋賀県条例第40号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を保護し、もつて青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(条例適用上の注意)

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやくも、これを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。
- (2) 図書等 書籍、雑誌、ちらしその他の印刷物、図画、写真、フィルムおよび録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式による記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸その他のみせ物をいう。
- (4) 広告物 看板、立看板、はり紙、はり札その他これらに類するものであつて公衆に表示されるものをいう。
- (5) がん具等 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に定める刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売または貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売または貸付けをすることができる自動販売機および自動貸出機をいう。

(保護者の義務)

第4条 保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することが本来の義務であることを自覚し、健全な家庭環境づくりに努め、青少年を監護し、教育しなければならない。

(県民の責務)

第5条 すべて県民は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を守るとともに、地域社会において相互に連携する等それぞれの立場において、青少年の健全育成にふさわしい環境をつくるように努めなければならない。

(施策の公表)

第6条 県は、毎年、青少年の健全育成に関する施策の内容を公表するものとする。

第2章 健全育成に関する施策

(県の施策)

第7条 県は、この条例の目的を達成するため、特に次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- (1) 健全な家庭環境づくりに関する指導および啓もう
- (2) 青少年団体および青少年育成団体等の活動に関する指導および援助
- (3) 青少年の活動の場としての施設の整備および利用の促進
- (4) 社会環境の浄化に関する指導および啓もう

2 県は、青少年の健全育成に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う青少年の健全育成に関する施策との調整に努めるものとする。

(推奨)

第8条 知事は、図書等、興行およびがん具等でその内容が青少年の健全な育成を図るうえに有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第9条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年または青少年団体でその活動が他の模範になると認められるもの

第3章 健全育成を阻害する行為の規制

(業者の自主規制)

第10条 図書等を取り扱い、または興行を主催する者その他この条例の規定の適用を受ける業者は、県の行う社会環境を浄化するための施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年（6歳以上18歳未満の者をいい、婚姻した女子を除く。以下同じ。）の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(有害図書等の指定)

第11条 知事は、図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
 - イ 著しく青少年の粗暴性または残虐性を助長するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書等（内容が主として読者または視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、前項の規定による指定がない場合であつても、青少年に有害な図書等とする。

- (1) 書籍、雑誌またはちらしその他これに類するものであつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為を描写し、または撮影した図画または写真で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20以上のものまたはページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 電磁的記録媒体であつて、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるものまたは当該場面の数が20以上のもの

(有害図書等の販売等の制限)

第11条の2 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させることを業とする者（以下「図書等の販売等を業とする者」という。）およびその従業者は、前条第1項の規定により指定された図書等または同条第2項の規定により青少年に有害な図書等とされた図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、または視聴させてはならない。

(有害図書等の陳列方法等)

第11条の3 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書等を有害図書等以外の図書等と区分して店舗内の容易に監視することができる場所に陳列しなければならない。かつ、青少年が閲覧し、または視聴しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、図書等の販売等を業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書等の陳列場所の変更その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に係る措置を執らなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(有害図書等の配付等の制限)

第11条の4 何人も、有害図書等を青少年に配付してはならない。

2 何人も、有害図書等を、青少年が容易に見ることができないようにするための措置を講じないで、戸別に配布してはならない。

3 知事は、前項の措置を講じないで有害図書等を戸別に配布している者があるときは、そ

の者に対し、当該行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(有害興行の制限)

第12条 知事は、興行の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を行う時には、その興行を青少年が見、または聞くことができない旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

3 興行を主催する者およびその従業者は、有害興行を青少年に見せ、または聞かせてはならない。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、広告物の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主または管理者に対して、その広告物の内容の変更または除去を期限を付して命ずることができる。

(有害がん具等の制限)

第14条 知事は、がん具等の形状、構造または機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、そのがん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(1) 人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性交またはこれに類する性行為に供するがん具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても、青少年に有害ながん具等とする。

(1) 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの

(2) 性器を包み込み、または性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、または装着することができる構造を有するもの

3 がん具等の販売を業とする者およびその従業者は、第1項の規定により指定されたがん具等または前項の規定により青少年に有害ながん具等とされたがん具等（以下「有害がん具等」という。）を青少年に販売してはならない。

(指定の解除)

第15条 知事は、第11条第1項、第12条第1項および前条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

(審議会への諮問)

第16条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ滋賀県社会福祉審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(1) 第8条の規定による推奨をしようとするとき。

(2) 第11条第1項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。

(3) 第12条第1項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。

(4) 第13条の規定による広告物の内容の変更または除去を命じようとするとき。

(5) 第14条第1項の規定による有害ながん具等の指定をしようとするとき。

(6) 前条の規定による指定の解除をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、命令し、または解除したときは、次の審議会にその旨を報告しなければならない。

(告示)

第17条 知事は、第11条第1項、第12条第1項および第14条第1項の規定により指定し、または第15条の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を滋賀県公報に登載して告示するものとする。ただし、緊急を要する場合には、関係人にその旨を通知することにより、その者に関する限り告示がなされたものとみなす。

(有害遊技の制限)

第18条 遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号および第8号に規定す

る営業を営む者を除く。次項において同じ。) およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。

- 2 知事は、遊技機の構造および遊技の方法が著しく青少年の射幸心を誘発し、または助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その遊技機を設置して遊技をさせることを業とする者またはその管理者に対して、青少年の立入り禁止または遊技方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による販売等の自主規制)

第19条 自動販売機による避妊用品または酒類もしくはたばこの販売を業とする者およびこれらの販売の用に供する自動販売機を管理する者は、青少年が当該自動販売機からこれらを購入しないような措置を講じるように努めなければならない。

- 2 自動販売機による避妊用品の販売を業とする者は、次に掲げる場所または地域にその販売の用に供する自動販売機を設置しないように努めなければならない。

- (1) 学校その他の教育施設、文化施設、体育施設等およびこれらの周辺
- (2) 遊園地、公園およびこれらの周辺
- (3) 主たる通学路に面した場所

(自動販売機等の設置の届出等)

第19条の2 自動販売機等による凶書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする者は、販売または貸付けを開始する日の10日前までに、自動販売機等ごとに規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所および電話番号(法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および電話番号)
- (2) 自動販売機等の名称、型式および製造番号
- (3) 自動販売機等の設置場所およびその周辺の状況
- (4) 自動販売機等の設置年月日
- (5) 販売または貸付けの開始年月日
- (6) 次条に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあつては、その者の氏名、住所および電話番号

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等について、設置場所を変更しようとするときは10日前までに、同項第1号または第6号に掲げる事項を変更したときは変更の日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

第19条の3 自動販売機等による凶書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を管理する者(自動販売機等が設置されている場所の存する市町の区域内に住所を有する者に限る。以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、次条第4項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合または自動販売業者が、当該自動販売機等が設置されている場所の存する市町の区域内に住所(法人にあつては、主たる事務所)を有する場合は、この限りでない。

(自動販売機等による販売等の制限)

第20条 自動販売業者は、これらの販売または貸付けの用に供する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、次に掲げる事項を表示しておかなければならない。ただし、その者の店舗内または店頭で自動販売機等を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 当該自動販売業者の氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 前条の規定により自動販売機等管理者を置いた場合にあつては、その者の氏名および住所

- 2 自動販売業者および自動販売機等管理者ならびにその従業者は、有害図書等または有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。
- 3 自動販売業者および自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書等またはがん具等が第11条第1項または第14条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちにこれらの図書等またはがん具等を自動販売機等から撤去しなければならない。
- 4 前2項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所または人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視することができる場所に設置される自動販売機等には、適用しない。

(インターネット利用の制限)

第20条の2 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者および当該事業者のために利用者との契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者は、利用者と契約または契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、青少年が利用することとなる場合には、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を青少年が閲覧し、または視聴することがないように、当該情報を取り除くためのフィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。)の機能を有するソフトウェア(以下「青少年に有益なソフトウェア」という。)に関する情報その他必要な情報を提供し、青少年に有益なソフトウェアの利用等を推奨するように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、青少年が当該端末設備によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを備えた端末設備の提供その他必要な措置をとるように努めなければならない。
- 3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

(質受け等の制限)

第21条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。

- 2 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。)およびその従業者は、青少年から物品を買い受け、もしくは売却の委託を受け、または青少年と物品の交換をしてはならない。
- 3 貸金業者(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者をいう。)およびその従業者は、青少年に金銭を貸し付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付することを含む。)または金銭の貸付けの媒介をしてはならない。
- 4 金属屑回収業者(滋賀県金属屑回収業条例(昭和31年滋賀県条例第58号)第2条第2項に規定する金属屑回収業者をいう。)およびその従業者は、青少年から金属屑を買い受け、または売却の委託を受けてはならない。
- 5 前4項の規定は、青少年がその保護者の委託を受け、または同意を得た場合には、これを適用しない。

(深夜外出の制限)

第22条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜(午後11時から午前5時までをいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の依頼または承諾その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、または同伴してはならない。
- 3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜の営業を行う施設への立入りの制限)

第22条の2 次に掲げる営業を営む者およびその従業者は、深夜において、当該営業に係る施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる営業

(2) 設備を設けて、客に主に図書等を閲覧させ、もしくは視聴させ、またはインターネットの利用を行わせる営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において営業を営む場合は、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

(いれずみ等の禁止)

第23条 何人も、青少年に対していれずみまたはこれに類似するものを施してはならない。

2 何人も、青少年に対して勧誘し、または周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

(いん行行為等の禁止)

第24条 何人も、青少年に対していん行またはわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、または見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第25条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、または周旋してはならない。

(1) 飲酒または喫煙

(2) いん行またはわいせつな行為

(3) 暴行またはとばく

(4) いれずみまたはこれに類似するものをする行為

(5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤または覚せい剤原料の不法な使用

(6) トルエンならびに酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー、接着剤および塗料の不健全な使用

(7) 催眠、めいてい、興奮、幻覚または麻酔等の作用を有する医薬品その他これらの作用を有するものとして知事が定めるものの不健全な使用

(立入調査)

第26条 知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要な限度において、営業時間内に書店、興行場その他この条例の適用を受ける業者の営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入り、調査し、または関係人に対して質問し、もしくは資料の提示を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 罰則

(罰則)

第27条 第24条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2の規定に違反した者

(2) 第11条の3第3項の命令に従わなかつた者

(3) 第11条の4第1項の規定に違反した者

(4) 第11条の4第3項の命令に従わなかつた者

(5) 第12条第3項の規定に違反した者

(6) 第13条の命令に従わなかつた者

(7) 第14条第3項の規定に違反した者

(8) 第20条第2項または第3項の規定に違反した者

(9) 第22条の2第1項の規定に違反した者

(10) 第23条の規定に違反した者

- (11) 第24条第2項の規定に違反した者
- (12) 第25条の規定に違反した者
- 3 第21条第1項から第4項までの規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金または料料に処する。
 - (1) 第12条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第19条の2第1項または第2項の規定に違反した者または虚偽の届出をした者
 - (3) 第20条第1項の規定に違反した者または虚偽の表示をした者
 - (4) 第22条第2項の規定に違反した者
 - (5) 第22条の2第2項の規定に違反した者
 - (6) 第26条第1項の規定による立入りもしくは調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して虚偽の答弁をし、もしくは資料の提示を拒んだ者
- 5 第11条の2、第12条第3項、第14条第3項、第21条、第22条の2第1項または第23条から第25条までの規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑または料料刑を科する。

(免責規定)

第29条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。ただし、青少年が営業者であつて、その営業に関する場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(県民からの申出)

第30条 何人も、第8条の規定による推奨、第11条第1項、第12条第1項もしくは第14条第1項の規定による指定、第13条もしくは第18条第2項の規定による措置命令または第15条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その理由を付してその旨を知事に申し出ることができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の滋賀県青少年保護条例の規定により行われた処分は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例によつてなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例第21条第3項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）附則第3条第1項の規定に基づき同項に規定する貸金業を営む者は、同条例第21条第3項の貸金業者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年条例第48号）

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

付 則（昭和61年条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
 - 付 則（平成4年条例第28号）
- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成7年条例第42号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等による凶書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者については、その者を改正後の第19条の2第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（平成7年滋賀県条例第42号）の施行の日から起算して1月以内に」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成10年条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成10年10月10日までの間に、自動販売機等による凶書等またはがん具等の販売または貸付けをしようとする場合および改正前の第19条の2第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る自動販売機等について設置場所を変更しようとする場合の届出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成11年条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条の2に1項を加える改正規定および次項の規定は、平成12年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の滋賀県青少年の健全育成に関する条例（以下「新条例」という。）第19条の2第3項の規定は、前項ただし書に規定する日以後使用が廃止される自動販売機等について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機等による凶書等またはがん具等の販売または貸付けを業とする者に係る新条例第19条の3の規定の適用については、同条中「自動販売機等ごとに」とあるのは、「自動販売機等ごとに、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（平成11年滋賀県条例第44号）の施行の日から6月以内に」とする。
- 4 前項に規定する者が同項の規定により読み替えて適用される新条例第19条の3の規定により自動販売機等管理者を置いたときは、新条例第19条の2第1項第6号に掲げる事項に変更があったものとみなして、同条第2項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第47号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第109号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年条例第13号）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成16年条例第38号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）

付 則（平成19年条例第49号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年規則第71号で平成19年12月19日から施行）

付 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

10. 滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則

昭和53年3月27日

滋賀県規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第1条の2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定および命令の基準)

第2条 条例第8条の規定による推奨、条例第11条第1項、第12条第1項および第14条第1項の規定による指定ならびに第13条の規定による措置命令の認定基準は、別に定めるところによる。

2 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを描写し、または撮影した図画または写真（陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸または半裸での卑わいな姿態で、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ 陰部、でん部または女性の胸部を誇示した姿態

ウ 自慰の姿態

エ 愛ぶの姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交またはこれらに類する性行為で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 男女間の性交または性交を連想させる行為

イ ごうかんその他のりよう辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく行為

3 条例第11条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。）とする。

(有害図書等の陳列方法等)

第2条の2 条例第11条の3第1項の有害図書等の陳列の方法等は、次の各号のいずれかに該当する措置を講じて、店舗内の図書等の販売等を業とする者またはその従業者が常駐する場所から容易に監視することができる場所に陳列し、かつ、容易に判読できる大きさの文字で、青少年が購入し、借り受け、閲覧し、または視聴することができない旨を有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に掲示することとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を、有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (5) 図書等を販売し、または貸し付けることを業とする者が、前各号に掲げる措置を講ずることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

（有害興行の制限の掲示）

第3条 条例第12条第2項の規定による青少年が見、または聞くことができない旨の掲示は、別記様式第1号によるものとする。

（指定等の告示または通知）

第4条 条例第17条の規定による告示は、指定または指定解除をしようとするものの種類および名称ならびに指定または指定解除の年月日および理由その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第17条ただし書の規定による通知は、前項に規定する事項を記載した通知書を交付することによつて行う。

（自動販売機等設置届出書等）

第5条 条例第19条の2第1項に規定する届出書は、自動販売機等設置届出書（別記様式第2号）によるものとする。

2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 条例第19条の3に規定する自動販売機等管理者を置かなければならない場合にあつては、当該自動販売機等管理者の住民票記載事項証明書および当該自動販売機等管理者が自動販売機等を管理する権限を有し、かつ、自動販売機等管理者となることを承諾していることを証する書類の写し
- (2) 条例第19条の3ただし書に規定する場合（自動販売機等が条例第20条第4項に規定する措置が講じられている自動販売機等である場合を除く。）にあつては、自動販売業者の住民票記載事項証明書（法人にあつては、登記事項証明書）

3 条例第19条の2第2項の規定による届出は、自動販売機等変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

4 第2項の規定は、条例第19条の2第1項第3号の自動販売機等の設置場所を変更しようとし、または同項第1号もしくは第6号に掲げる事項（電話番号を除く。）を変更した場合における前項の自動販売機等変更届出書について準用する。

5 条例第19条の2第3項の規定による届出は、自動販売機等廃止届出書（別記様式第4号）によるものとする。

(深夜の営業を行う施設への立入りの制限の掲示)

第5条の2 条例第22条の2第2項の規定による深夜における青少年の立入りを禁止する旨の掲示は、別記様式第4号の2によるものとする。

(立入調査する職員の指定)

第6条 条例第26条第1項に規定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する。

- (1) 健康福祉部子ども・青少年局の職員
- (2) 子ども家庭相談センターの職員
- (3) 健康福祉事務所の職員
- (4) 教育委員会事務局学校教育課の職員および県立学校の生徒指導担当教職員
- (5) 警察本部生活安全部少年課または警察署の生活安全課の職員
- (6) その他特に必要と認める職員

(立入調査員の証明書)

第7条 条例第26条第2項に規定する証明書は、別記様式第5号によるものとする。

付 則

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県青少年保護条例施行規則（昭和39年滋賀県規則第24号）は、廃止する。

付 則（昭和53年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年規則第31号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成元年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年規則第24号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年規則第95号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成10年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第33号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成11年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年規則第80号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第5条の見出しの改正規定、同条に2項を加える改正規定（同条第5項に係る部分に限る。）、第7条の改正規定および別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に1様式を加える改正規定は、同年2月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の第5条第1項に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成12年規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第141号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年規則第77号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成15年規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年規則第11号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第24号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年規則第31号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年規則第21号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第62号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則（平成21年規則第23号抄）

別記様式 省略

11. 滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

平成19年5月2日滋賀県訓令第45号・滋賀県教育委員会教育長訓令第16号・滋賀県警察本部訓令第23号

改正

平成19年12月22日訓令第58号・教育委員会教育長訓令第23号・警察本部訓令第38号
平成20年 4月 1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第14号・警察本部訓令第16号
平成21年 4月 1日訓令第12号・教育委員会教育長訓令第9号・警察本部訓令第14号
平成22年 4月 1日訓令第7号・教育委員会教育長訓令第7号・警察本部訓令第12号
平成23年 4月 1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第11号・警察本部訓令第16号
平成23年 7月26日訓令第51号・教育委員会教育長訓令第24号・警察本部訓令第31号

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程を次のように定める。

(設置)

第1条 子ども・青少年育成および少子化対策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県子ども・青少年施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・青少年育成および少子化対策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 連絡員

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 副本部長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

7 連絡員は、幹事とその属する課または機関の職員のうちから推薦する者をもって充

てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

5 連絡員は、それぞれの職務に応じて、幹事を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、健康福祉部子ども・青少年局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項を協議する。

4 連絡員会議は、健康福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事および連絡員で構成し、健康福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、健康福祉部子ども・青少年局に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成19年5月5日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 滋賀県青少年・子ども育成推進本部設置規程(昭和45年滋賀県訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第5号)

(2) 滋賀県少子化対策推進本部設置規程(平成13年滋賀県訓令第45号、滋賀県教育委員会教育長訓令第21号、滋賀県警察本部訓令第19号)

付 則(平成19年訓令第58号・教育長訓令第23号・警本訓令第38号)

この訓令は、平成19年12月22日から施行する。

付 則(平成20年訓令第11号・教育長訓令第14号・警本訓令第16号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年訓令第12号・教育長訓令第9号・警本訓令第14号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年訓令第7号・教育長訓令第7号・警本訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年訓令第11号・教育長訓令第11号・警本訓令第16号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年訓令第51号・教育長訓令第24号・警本訓令第31号)

この訓令は、平成23年7月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 総務部長 琵琶湖環境部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 教育委員会教育長 警察本部長
--

別表第2（第3条関係）

知事直轄組織	管理監（広報課長事務取扱）
総合政策部	企画調整課長 県民活動生活課長 文化振興課長 男女共同参画課長 人権施策推進課長
総務部	総務課長 人事課長 自治振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 森林政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 子ども・青少年局長 子ども・青少年局副局長
商工観光労働部	商工政策課長 商業振興課長 労働雇用政策課長 観光交流局副局長
農政水産部	農政課長 農業経営課長
土木交通部	監理課長 交通政策課長 都市計画課長 住宅課長
教育委員会事務局	教育総務課長 学校教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長
警察本部	生活安全企画課長 少年課長
健康福祉事務所	所長

12. 各種法令による青少年の呼称および年齢区分

法令名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校（または特別支援学校の小学部）の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男 満18歳 } 未成年者は、父母の同意を得なければ 女 満16歳 } ならない。
労働基準法	児童	15歳未満の者（例外あり）
	年少者	18歳未満の者
	未成年者	民法上の未成年者
道路交通法	幼児	6歳未満の者
	児童	6歳以上13歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
	未成年者喫煙禁止法	未成年者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
滋賀県子ども条例	子ども	18歳未満の者
滋賀県青少年健全育成条例	青少年	6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）

13. 子ども・若者関係行政の沿革

年代	年月	滋賀県関係	国関係
昭和二十一年代	23.	中央児童相談所設置	22. 12 児童福祉法公布 23. 7 少年法公布
	24. 5	滋賀大学創立	10 風俗営業等取締法公布 24. 6 社会教育法公布 6 中央青少年問題対策審議会設置 11 第1回青少年保護育成運動(40年まで) 12 少年法一部改正公布
	28. 10	滋賀県青少年問題協議会設置	25. 4 中央青少年問題協議会設置 5 保護司法公布 26. 5 児童憲章制定 6 覚せい剤取締法公布 7 第1回社会を明るくする運動実施
	29. 6	滋賀会館開所	28. 7 青少年問題協議会設置法公布 11 中央青協「精神薄弱児対策」意見具申 29. 3 婦人少年室協助力度発足 中央青協「青少年覚せい剤問題対策」決定
昭和三十一年代	31. 4	滋賀県立短期大学創立	31. 5 売春防止法公布 第1回青少年白書発表 32. 5 中央青協「勤労青少年教育対策」意見具申 6 旅館業法一部改正(学校周辺の旅館営業規制)
	34. 6	滋賀県青年の家、大津市月の輪に竣工	33. 3 銃砲刀剣類所持等取締法公布 8 中央青協「喫茶店の深夜営業対策」の意見具申 34. 2 風俗営業法一部改正(深夜喫茶店規制対象) 7 最低賃金法施行 10 第1回青年海外派遣開始
	36. 3	滋賀県立琵琶湖文化館開所	35. 12 中央青協「青少年の非行防止・勤労青少年対策」意見具申 36. 4 中央青協「青少年のスポーツ振興」意見具申 37. 4 少年補導員制度採用 7 中央青協「青年の家、ユース・ホテルの整備充実」意見具申
	38. 4 7	大津少年センター設置 県立柳ヶ崎ヨットハーバー開設	38. 7 中央青協「少年の非行集団対策」決定
	39. 4	滋賀県青少年保護条例制定	39. 4 少年補導センター運営補助 5 風俗営業法一部改正(深夜営業の取締強化) 9 臨時行政調査会「青少年行政の改革に関する意見」答申

年代	年月	滋賀県関係	国関係
昭和四十年代	40. 4	彦根市青少年指導センター設置	40. 2 中央青協「青年海外派遣事業の改善」決定
	12	「家庭の日」設置	8 同和对策審議会答申
	41. 4	八日市・神崎少年補導センター設置	41. 4 「青少年問題協議会設置法」を「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」に改正（中央青少年問題協議会を廃止し、青少年問題審議会を設置）
	5	滋賀県青少年育成県民会議結成	5 青少年育成国民会議設立
	7	青少年湖畔レクリエーションセンター開所	7 青問審「当面の青少年対策の重点」答申
	42. 3	滋賀県青年会館開所	風俗営業法一部改正（トルコ風呂営業の地域規制）
	43. 4	厚生部内に青少年対策室新設	42. 7 青問審「青少年施設整備・国際交流」意見具申
	44. 11	滋賀青年の船事業始まる	43. 1 第1回青年の船出航
	45. 3	滋賀県青年海外派遣研修事業始まる	6 総理府青少年対策本部設置
	10	「滋賀県青少年対策本部」設置	44. 7 同和对策事業特別措置法施行
	10	近江風土記の丘開所	9 青問審「余暇活動指導者の養成確保」意見具申
	46. 4	希望が丘青年の城開所	45. 5 勤労青少年福祉法公布
4	企画部内に青少年対策室移管	5 青問審「都市化の進展と青少年対策」意見具申	
47. 4	県立琵琶湖漕艇場開所	46. 12 青問審「青少年国際交流」意見具申	
47. 4	希望が丘文化公園開所	47. 6 青問審「青少年行政施策の基本的考え方」答申	
		「あすをきずく滋賀県青少年1万人のつどい」事業実施	毒劇物法一部改正（シンナー等の規制）
			7 風俗営業法一部改正（モーター営業の地域規制）
昭和五十年代	50.	県立営農大学校設置	善行青少年表彰制度創設
	51. 4	教育委員会に青少年課を新設	国際交流実施状況調査
	6	県立荒神山少年自然の家開所	
	52.	農業青年海外派遣事業開始	
	12	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」公布	
	53. 6	彦根児童相談所開所	53. 5 道交法一部改正（共同危険行為の禁止）
	6	滋賀県青年会館改築	6 青問審「青少年と社会参加」意見具申・中間まとめ
8	滋賀青年の船第10回記念 滋賀県青年洋上セミナー実施（マニラ、那覇）	6 国際児童年事業推進会議設置	
54. 7	万引等少年非行防止対策連絡協議会組織	11 「全国青少年健全育成強調月間」を定める	
		54. 7 国際児童年	
		7 「青少年を非行からまもる全国強調月間」を定める	
		7 青問審「青少年と社会参加」意見具申	

年代	年月	滋賀県関係	国関係
昭和 五 十 年 代	55. 7 8	滋賀県立図書館新築 近畿青年洋上大学事業始まる	56. 国際障害者年 6 青問審「青少年問題に関する提言」 中間答申 57. 6 青問審「問題行動への対応」答申 58. 12 総務庁設置法公布 59. 3 国際青年事業推進会議設置 7 総理府青少年対策本部から総務庁青 少年対策本部に組織変更 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律公布（風俗営業等取 締法大幅改正）
	57. 8	少年アドバイスルーム設置 「滋賀県薬物乱用対策推進本部」設 置	
	58. 10	「滋賀県障害者対策長期構想」策定	
	58. 7	初発型非行防止対策事業実施 「びわこ一周愛のキャラバン隊」編 成	
	8	びわ湖フローティングスクール「湖 の子」就航	
	8	近畿洋上大学を幹事県として実施	
	59. 8	「有害図書自動販売機撤去運動」を 展開	
	1	「あゆっ子相談事業」を開始	
	3	「滋賀県シンナー等乱用防止のため の販売等指導要綱」施行	
	3	青問協「青少年の生育環境調査」実 施	
	3	「滋賀の青少年」（青少年白書）発 行	
	4	開始	
	8	青少年課と社会教育課を合併して青 少年社会教育課となる	
	8	滋賀県立近代美術館開設 県立スポーツ会館開館	
	昭和 和 六 十 年 代	60. 3	
3		青問協「滋賀県における『青少年育 成長期構想』（仮称）の策定につい て」	
9		意見具申	
10		21世紀青年委員会設置 知事「滋賀県における青少年を健全 に育成するための長期的・基本的方 策について」諮問	
61. 3		青対本部「家庭教育の基盤に関する 調査」実施	
4		子育てレインボー計画策定	
62. 9		青対本部「青少年の性意識・性行動 等に関する調査」実施	
63. 4		各県事務所に青少年育成専門指導員 配置	
6		青問協「滋賀県における青少年を健 全に育成するための長期的な方策に ついて」答申	
10		アクティユースプランー滋賀県青少	

年代	年月	滋賀県関係	国関係
	12	年育成長期構想一策定 第20回記念洋上滋賀青年の船実施 中国・韓国	
平成 元年 年代	元. 3	青対本部「勤労青少年の職業観余暇観、その他生活意識等に関する調査」実施	元. 1 世界青年の船事業開始（1月～3月） 6 青問審「総合的な青少年対策の実現をめざして」意見具申 9 従来の「非行防止対策推進連絡会議」に替え、「青少年対策推進会議」を設置、同会議において「青少年対策推進要綱」を申し合わせ。 3. 青少審答申「青少年の無気力・引きこもり等の問題動向への基本的な対応方策」 6. 国際家族年 4 児童の権利に関する条約を批准 7. 非行等問題行動対策関係省庁連絡会議「深刻ないじめ対応」 学校週5日制月2回実施
	4	青少年社会教育課を生涯学習課と改称し、課内室として青少年対策室を配置	
	4	少年補導センターに無職少年対策指導員を配置	
	7	アクティユースフォーラムを彦根市で開催	
	2. 3	青対本部「青少年の意識と行動に関する調査」実施	
	3. 3	青対本部「小学生の生活体験等に関する調査」実施	
	3	アクティユースプラン実践事例集作成	
	4. 3	アクティユースプラン実践事例集Ⅱ作成 青対本部「思春期の子をもつ親の意識調査」実施	
	4	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」一部改正（罰金額の増額）	
	6	滋賀県立長浜ドーム開設	
	9	滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館設置	
	5. 11	青少年健全育成中央フォーラム開催	
	6. 7	「青少年等の意識と行動等に関する調査」実施	
	7	「家庭の日」推進ハートフォーラム開催	
	7. 4	滋賀県立大学の開設	
	10	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」一部改正（包括指定方式の導入）	
	8. 10	「滋賀県テレフォンクラブ等営業の規制に関する条例」制定 県立琵琶湖博物館開館	
	9. 2	滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」策定	
	10	滋賀県子育て支援総合計画「淡海エンゼルプラン」策定	

年代	年月	滋賀県関係	国関係
平成十一年代	10. 3	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」一部改正（ちらし規制・包括指定の拡充）	
	3	新・アクティユースプランー滋賀県青少年育成長期構想ー策定	10. 4 時代を担う青少年について考える有識者会議「次代を担う青少年のために」
	8	韓国青少年江原道連盟友好交流派遣	6 中教審答申「幼児期からの心の教育の在り方について」
	9	「第1回 中学生広場」開催	6 問題行動への対策を中心とした青少年の育成方策について（中間まとめ）青問審
	11. 12	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」一部改正（自動販売機等管理者の設置）	11. 7 青問審「『戦後』を越えて」ー青少年の自立と大人社会の責任ー答申
	12. 3	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」一部改正（地方分権一括関連）	11 児童売春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律施行
			12. 12 少年法（一部改正）公布 刑罰適用年齢の引き下げ等加害者への配慮と保護者責任の明確化 審判手続き等
			12 未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法（一部改正）公布、施行
			13. 1 省庁再編により、青少年施策担当が総務庁から内閣府政策統括官（総合企画調整担当）へ
			4 少年法（一部改正）施行
	13. 4	児童相談所に女性相談部門を統合した組織に改編 ・滋賀県中央子ども家庭相談センター ・滋賀県彦根子ども家庭相談センター	6 学校教育法（一部改正）公布 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（一部改正）公布 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法改正（年齢確認その他の必要な措置）
	8	近畿青年洋上大学幹事県として実施	
	11	「青少年・子ども電話総合相談室」開設	14. 4 学校教育法（一部改正）施行 学校週5日制完全実施
	14. 4	青少年対策本部事務局、政策調整課へ移管 「滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例」施行	
	7	「滋賀県青少年対策本部設置規程」一部改正	
	15. 4	教育委員会生涯学習課から知事部局に事務を移管し、政策調整部に青少年室を設置	15. 6 青少年育成推進本部設置 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の制定

年代	年月	滋賀県関係	国関係
平成十一年代			7 少子化社会対策基本法公布 (9月施行) 次世代育成支援対策推進法公布 (H17.4施行、一部H18.4施行) (すべての自治体で地域行動計画策 定義務、事業主(一部)も策定義務)
	16. 3	滋賀県青少年育成中期指針の策定 「滋賀県青少年の健全育成に関する 条例」一部改正(有害図書等閲覧・ 視聴業者を対象に追加、陳列方法等 の規制)	16. 9 地方教育行政の組織及び運営に関す る法律(一部改正)施行
	4	非行少年等立ち直り支援事業(「あ すくる」)の開始	10 児童虐待防止法(一部改正)施行 12 児童福祉法(一部改正)公布 (児童相談体制等の充実)
	17. 3	滋賀県次世代育成支援行動計画「子 どもの世紀しがプラン」策定	17. 4 児童福祉法(一部改正)施行 6 食育基本法公布 7 食育基本法施行
	18. 3	滋賀県子ども条例公布	
	4	滋賀県子ども条例施行 青少年対策本部の名称を青少年・子 ども育成推進本部へ変更	
	6	滋賀県子ども・子育て応援センター の開所 「滋賀 教育の日」(11月1日)の制 定	18. 10 就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)施行
	18. 12	滋賀県認定こども園の認定に関する 条例施行	12 教育基本法(全部改正)施行
	19. 2	配偶者からの暴力の防止および被害 者の保護に関する基本計画策定	
	3	滋賀県子ども育成大綱策定	
	4	青少年室と健康福祉部子ども家庭課 および少子化対策推進室を統合し、 健康福祉部に子ども・青少年局を設 置	
	5	青少年・子ども育成推進本部を改組 し、子ども・青少年施策推進本部を 設置	
	6	滋賀県児童虐待防止計画策定	19. 6 「家族・地域のきずなを再生する国 民運動」として、「家族の日(11月第3 日曜日)および「家族の週間(家族の 日の前後各1週間)」を設定 12 「子どもと家族を応援する日本」重 点戦略の策定
	20. 3	滋賀県青少年の健全育成に関する条 例の一部改正(自動販売機等の用語 の定義の明確化、インターネット利 用の制限、深夜の営業を行う施設へ の立入りの制限)	

年代	年月	滋賀県関係	国関係
平成二十一年代		滋賀県要保護児童対策連絡協議会設置 市町向け子ども虐待対応マニュアル作成	
	20. 7	殺傷能力が高いナイフを滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく有害がん具等に指定	20. 4 児童虐待の防止等に関する法律と児童福祉法の一部改正（児童虐待防止対策等の充実・強化）施行
	20. 11	配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画の改定（被害者の保護制度および市町のDV防止対策への支援充実）	12 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）の一部改正（出会い系サイト事業者に対する規制の強化等） 12 青少年育成施策大綱策定
	21. 1	子育て三方よし懇話会報告	21. 2 社会保障審議会少子化対策特別部会「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」（第1次報告） 4 児童福祉法の一部改正（子育て支援事業の法定化、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化）施行 4 次世代育成支援対策法の一部改正（地域における取り組みの促進、一般事業主・特定事業主による取り組みの促進）施行（※一部を除く） 4 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）施行
	21. 6	（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置。子ども・青少年施策に関する新しい計画の策定に向けた検討を始める。	21. 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正（パパ・ママ育休プラス、短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充など）
	21. 7	滋賀県教育振興基本計画策定	7 子ども・若者育成支援推進法公布
	22. 3	淡海子ども・若者プラン策定 滋賀県児童虐待防止計画全面改定	22. 4 子ども・若者育成支援推進法施行
	23. 3	配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画の改定	
	23. 3	図書等自動販売機を全台撤去 （図書等自動販売機設置数がゼロに）	23. 5 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）（児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の条例委任等）を公布・施行 8 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）（社会福祉法人の認可権限の市への移譲等）を公布・施行

刊行物名	平成23年度版 滋賀の青少年
刊行年月日	平成24年2月
主管課名	滋賀県健康福祉部子ども・青少年局
所在地	大津市京町四丁目1番1号
電話番号	077-528-3561
FAX番号	077-528-4854
電子メールアドレス	em00@pref.shiga.lg.jp
印刷業者名	(株)スマイ印刷工業

「滋賀の青少年」はホームページでもご覧になれます。

子ども・青少年局ホームページ

<http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/index.html>